

## 漢代における帝政の発展と選挙制度

草野, 靖

<https://doi.org/10.15017/25813>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 32, pp.1-39, 2004-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 漢代における帝政の発展と選挙制度

草野 靖

## はじめに

筆者は、嘗て「魏晋の九品官人法」と題して卑見を述べたことがある（「福岡大学人文論叢」二七―三、一九九六年）。この時の計画では、先ず魏晋の史料によってこの制度の輪郭をなぞり、この制度が如何なる行政的課題を担うものであったか考え、次にこの課題の解決のために従来どのような試みが為されてきたか時代を遡って考察し、この制度のもつ歴史的意義を明らかにしたい、と思つたのであるが、取り組み方が気楽にすぎた。九品官人法の由来を述べた「吏部尚書陳羣は、天朝の選用が人才を尽さざるを以て、乃ち九品を立て」という一節に見える天朝を、「天子の朝廷をいい、この場合は漢王朝を指す」と片付けてしまったのが、大きな誤りであつた。天朝は台閣尚書を指す。この一節は尚書の選用法に不備があつてそのために九品官人法が設けられたというのであるから、直ちに尚書の選用の沿革をたどり、問題の所在を確かめねばならなかつたのである。歴史的な考察に進もうとして、この誤りに気付き、もう一度「魏晋の九品官人法」を論じなければならぬことを考え、気が重くなつた。結局、暫らく時間をおくことにして他の問題に取り組んできたのであるが、この問題は、毎年の概説の講義の際に考えを深めるよう努めてきた。

このたび本誌に筆者の論説を載せて下さるそうである。紙数の制約もゆるやかな話であるので、ここで天朝の選用の沿革を論じて長年の宿題を果すことにした。選挙制度の研究は、如何なる方法でどのような人物が選用されたか、官人

の階級的性格の究明に重点が置かれてきたように見えるが、選挙は国政を掌る官職の体系が一方にあつて、その職掌を担うに任せる人材を求めて行なわれるものであるから、被選の人が任用される官職の体系との関係において、選用法それ自体のもつ意義を考える必要がある。これから論じるのは、学界では常識に属する賢良・孝廉・茂材等の選挙であるが、任用される官職の体系との関係において考察すると、今まではつきりしなかつた政治史の局面が見えてくるようである。

## 一 皇帝の親政を支える内朝官制の充実と科挙の施行

### (1) 賢良孝廉の選挙と内朝の充実

中国では、秦王政が全土を統一した時に国家元首の称号は皇帝とされ、皇帝が万機を決する国家となつたが、元首が皇帝と称した時から帝政の実態が十分に備わつていたわけではなかつた。中央政府の構成は、前漢はじめに就いて見ても<sup>(1)</sup>、百官を率いて国政を統轄していたのは丞相で、その執政の地として丞相府があり、諸曹の掾属三百八十余人がおかれ、都城の政務を分掌する九卿諸寺や地方の郡県が本府の統轄下におかれていた。皇帝の文書の起草にあたり、図書秘書を掌つていたのは御史大夫で、その執務の地御史大夫寺には、寺内の職事を掌る御史と殿中に給事する侍御史とが属していた。この体制は、春秋戦国以来の貴族政治の到達点を示している。都城の政務を分掌する諸寺について皇帝の家政機関的性格を読み取る見解があるが、それは中国の国家が宗族国邑の制より発してこれを官制化しつつ次第に形成されてきたことを示す痕跡であつて、むしろ本来家政機関であつたものが卿大夫貴族層の管掌下におかれ、公器となり、「王者に私無し」<sup>(2)</sup>とされていたことに留意すべきである。国政の大事を定める際は、屢々公卿の集議<sup>(3)</sup>が開かれていた。

この体制の欠点は、皇帝の親政を補佐する廷臣集団の組織化が進んでいないことであつた。『漢書』卷一九、百官公卿表には、列侯・將軍・卿大夫・將・都尉・尚書令・太医令・太官令・大夫・博士・議郎等で、侍中・左右曹・諸史・散騎・中常侍・給事中等の官を加えられ、禁中に入り、乘輿に従い、顧問応待に従うもの数十人の集団があることを記し、「皆秦の制なり」と伝えている<sup>1)</sup>。従つて秦の宮廷に皇帝の顧問に応え親政を補佐する官僚の集団が存在したことは明らかであるが、組織的な力はまだ備わつていなかった。そのため、始皇帝が巡幸中に病死すると、行幸に従つてた宦官の中車府令兼行符璽令事趙高が、同行の宦官五六人及び丞相李斯と謀り、皇帝の死を秘し、偽りの璽書を用いて少子胡亥を太子を立て、長子扶蘇と將軍蒙恬に死を賜い、胡亥を帝位につけると自ら郎中令常侍となつて専權を振う、といつたことが可能となり、秦朝の滅亡が早められた。漢においても、高祖劉邦が死ぬと、皇后呂氏がたちまち実權を握り、諸呂を王に立て擅權専制を行ない、危うく帝位は呂氏に移りそうであつた。これは親政を支える組織が整えられていないために帝權が盗用されたものと言ふことができるであらう。

帝政を支える官僚組織の整備は、諸呂に叛き之を覆した高祖の旧臣達に迎えられて、代王より帝位につき、未央宮に入つた文帝によつて始められた。即位の二年（前一七八）十一月癸卯、良く知られるように文帝は賢良方正にして能く直言極諫する者の選舉を命ずる詔を發した<sup>2)</sup>。その詔文に

朕は宗廟を保つを獲て、微妙の身を以て士民君王の上に託す。天下の治乱は予一人に在り。唯二三の執政のみ、なお吾が股肱たるがごとし。朕は下は羣生を治育する能わず、上は以て三光の明を累<sup>そこな</sup>えり。其の不徳は大なり。令至らば、其れ思ひを朕が過失及び知見の及ばざる所に悉<sup>つく</sup>し、乞うらくは啓を以て朕に告げ、及び賢良方正にして能く直言極諫する者を挙げ、以て朕が逮<sup>およ</sup>ばざるを匡せ。云々。

とある。推薦を求めるのは、国家の大体（重要な事柄）に明るく、人事（人情事理）の終始<sup>すべ</sup>に通じ、行い正しく、能く直言極諫して私心なき者<sup>3)</sup>で、その目的は、治乱の責を一身に負う皇帝の過失、知見の及ばざる所を匡させることになつた。つまり文帝は左右に在つて親政を補佐する賢臣を得るために、この選舉を命じているのである。このとき推挙

を得た人は皆朝廷に置かれ、特に優れた人は禁中への出仕を命ぜられていた。『漢書』卷五一、賈山伝に、文帝即位後、五年（前一七五）四月の鑄錢令廃止にいたる間にたてまつられた治乱の道を論ずるの書『至言』が収められていて、一節にこの選挙に触れ、陛下が天下に賢良方正の士を挙げさせたとき、人々は聖人の治世が今に再現されて徳沢を受けるであろうと喜んだが、その後意外な現実を見て驚き怪しんでいるといつて

今方正の士は皆朝廷に在り。又その賢なる者を選び常侍・諸吏と為さしめ、之と馳驅射獵し、一日に再三出ず。臣は朝廷が解弛し、百官が事に墮<sup>お</sup>たるを恐る。諸侯も之を聞けば、又必ずや政に怠らん。

と諫めている。勿論、文帝は遊び惚けていたのではないだろう。文帝を迎える漢の大臣の使いが代国に赴いたとき、代国の官僚は「漢の大臣は故高帝の將で、兵事に習い、謀詐多し」とその意図を疑っていた<sup>？</sup>。文帝は漢の大臣の耳目の及ばぬ処で、新しい廷臣達と自由に意見を交わしていたのであろう。

常侍諸吏など、帝側に侍従して顧問に応待し給事に従う内朝の諸官は、従来どのような方法で任用されていたのであろうか。『漢書』によると、卷九〇、周陽由伝に「其の父の趙兼は淮南王の舅たるを以て周陽に俟たり。故に困りてこれを氏とす。由は宗家の任を以て郎と為り、文帝に事う」とあり、卷四六、張敖伝に「高祖の功臣安丘侯説の少子なり。敖は孝文の時に、刑名を治むるを以て太子に侍す」とあり、文帝の廷臣として著名な賈誼については、年十八で能く詩書を誦し、文を属<sup>つ</sup>り、郡中に称せられ、河南守呉公に召されてその門下に仕えたが、呉公が治平天下第一に挙げられ文帝に召されて廷尉に任ぜられると、その推挙を以てまた文帝に召され博士となり、優れた議論によって親任を得て、その年のうちに太中大夫に遷されたと伝えている。同じく文帝の廷臣として著名な鼂錯は太子家令の出身である。恐らく、皇帝の信任厚い公卿列侯の子弟か、或はその推挙を得た者で、朝廷に仕える者の中から、然るべき人物が選ばれていたのであろう。

しかし、この方法では選任の範囲は自ら限られ、皇帝の政治は大臣の牽制を受けることが多くなる。太中大夫となった賈誼は、正朔を改め、服色制度を易え、官名を定め、礼樂を興せと献議をした。文帝はまだ遠慮がちにしていたが、

法令の更定や列侯就国の制（文帝二年十月）は賈誼の説に従って実施した。そして、これを公卿に用いようと大臣と議したが、丞相周勃、太尉灌嬰、東陽侯張相如、典客馮敬等は「年少く學問をはじめたばかりで、専ら擅權を欲し、諸事を紛乱する」と言つて賈誼をそしり、文帝の議は抑えられた<sup>⑧</sup>。即位草々の文帝の朝廷で、先帝の重臣達と帝權の強化をめざす廷臣との間に確執が生じていたことが判る。即位二年十一月の賢良方正能直言極諫者の選舉は、こうした事態において行なわれたのである。それは内朝官の推挙を広く漢郡全土に求め、朝廷への支持を集め、事態を打開しようという意図に出たものであつたと見てよいであろう。そしてこれが漢の國制改革の第一歩となつたのである。二年五月には、遠來の賢良が情を尽して議論ができるように「誹謗詆言之罪」が除かれた<sup>⑨</sup>。

十五年（前一六五）九月、二回目の賢良選舉が行なわれた。『漢書』卷四、文帝紀に

諸侯王・公卿・郡守に詔し、賢良にして能く直言極諫する者を挙げしむ。上は親しく之に策し、傳納するに言を以てせしむ。

とあり、諸侯王・公卿・郡守に賢良を選ばせ、推挙を得た者に文帝親ら策試を行ない意見を陳述させたことが記されている。策試は、最初の選舉にはなかつたものである。文帝は即位して後、進んで郎官の上書を受けていた。『漢書』卷四九、爰盎伝に、爰盎が丞相申屠嘉に「且つ陛下は代より來りて、每朝、郎官なる者が書疏をたてまつるに、未だ嘗て輦を止めて受けざるはなし。其の言用うべからざれば之を置き、言采るべくんば、未だ嘗て善と称せざるはなし。何ぞや。天下の賢英士大夫を致し、日に聞かざる所を聞き、以て聖に益あらしめんとするなり」と語つたことが記されている。宮中で常侍諸吏の議論を聞き、朝会で郎官の上書を受けて、自然と策試の法を思い付いたのである。これで賢良の選舉方式は定まつた。この時の対策者は百余人で、太子家令の鼂錯一人が高第に挙げられ、中大夫に遷された。

景帝は、文帝が組織した朝廷の力を用いて呉楚七國の乱を鎮圧し、王國問題に決着を付けた。武帝は、文帝の政策を踏襲し一段と積極的にこれを推進した。賢良の選舉については、「武帝即位して賢良文學の士を挙ぐるこ前後に百数なり」（『漢書』卷五六、董仲舒伝）、「時に（元朔中）上は方に功業を興さんと婁しば賢良を挙ぐ」（『漢書』卷五八、

公孫弘伝)、「この時、四夷を征伐し、辺郡を開置し、軍旅しほ数しば発し、内は制度を改め、朝廷に事多く、婁しほしば賢良文学の士を挙げ」『漢書』卷三四、嚴助伝)といった記事があり、屢々行なわれていたように見える。しかし武帝紀には、即位の翌建元元年(前一四〇)十月に丞相・御史・列侯・中二千石・二千石・諸侯相に賢良方正直言極諫の士を挙げよと詔し、元光元年(前一三四)五月に賢良に詔して対策を求め、董仲舒・公孫弘等が挙げられたことを記すだけである。建元元年(前一四〇)の対策者は嚴助伝に「百余人」と記し、元光元年のそれは公孫弘伝に「時対者百余人」と記す。賢良の選挙は内朝官の任用の為に行なうもので、必要な員数は自ら限られているから、施行はこの二回であったと見てよいであろう。

しかし、二回の選挙を「婁挙」ということはない。これは恐らく上書者の任用を含めて言うのであろう。武帝も、文帝にならって好んで上書を受けた。武帝が賢良方正文学材力の士を拔擢するのを見た「四方の士は、多く書を上りて得失を言い、自ら銜鬻する者は千を以て数える」(東方朔伝)状況であった。そして、こうした上書者の中から、朱買臣・吾丘壽王・主父偃・徐樂・嚴安・東方朔・終軍などが用いられて、帝の左右に置かれていた<sup>10</sup>。「婁挙」はこれも含めていうのであろう。

武帝は、公卿大臣が内外の諸問題について対策を献議すると、これら左右の臣に命じてその立論の根拠をただし、当否を審察させ、論争を挑ませている<sup>11</sup>。建元三年(前一三八)閩越が東甌を攻め東甌が漢に救援を求めたとき不干渉を唱えた太尉田蚡と、之を詰り出兵救援を主張した侍中・中大夫嚴助との論争、元朔三年(前一二六)匈奴驅逐のため朔方郡に築城を企てたとき築城は中国を罷弊させると反対をした御史大夫公孫弘の主張に批判を加え、これを屈服させた侍中・中大夫朱買臣の議論、治安のために民の弓弩私有を禁止せよという丞相公孫弘の主張とこれを批判した侍中・光祿大夫吾丘壽王の議論、元鼎中(前一六一—一一)に膠東魯国に使出し「春秋の義」によって塩鉄の鼓鑄を許した博士徐偃の措置を「矯制」として詰問した謁者・給事中終軍の議論などが伝えられている<sup>12</sup>。これは外朝の奏事に対する内朝の駁議の始まりを知らせるものである。『宋書』卷三九、百官志の尚書の項には、「秦の世に左右曹諸吏有り。

官に職事なし。……漢の武帝の世、左右曹諸吏をして尚書の奏事を分かち平せしむ。」とあって、漢の武帝の時に左右曹諸吏に手分けをして尚書の奏事を平議（公平に論断）させたことを伝え、『漢書』百官公卿表の侍中・左右曹・諸吏の項に付す晋灼の注には

漢儀注。諸吏・給事中は、日ごと朝謁に上り、尚書の奏事を平す。分かちて左右曹と為す。

とあり、『漢書』卷三三、韓王信の伝に付す韓増の伝には、「少くして郎と為り、諸曹・侍中光祿大夫となり、昭帝の時に前將軍に至る」とあり、内朝の組織の分化<sup>②</sup>が進んでいたことが判る。

こうした状勢において、元光元年（前一三四）十一月、武帝は更に孝廉の選挙を命じた。漢書武帝紀の同年月条に  
初めて郡国をして孝・廉各々一人を挙げしむ。

と伝えられている。孝廉は諸生（孝）と文吏（廉）の二類より成り、郡国の推挙を得た人は、原則として郎中に任ぜられ、郎中令（太初元年・前一〇四・光祿勲と更名）に配属されていた。郡国に孝廉の選挙を命じるについては、如何なる目的からこの選挙を行なうのか、孝と認め廉と認める条件は何か、等々を布告する制が下されたはずであるが、それは伝わっていない。但、この選挙の半年後に行なわれた賢良方正の選挙に挙げられた董仲舒の対策の一節に、

それ長吏（県の令長丞尉をいう）<sup>③</sup>は多く郎中・中郎より出ずるに、吏二千石の子弟を郎吏に選び、又富貴を以てし、未だ賢たるを必ずとせず。……臣愚以為えらく、諸の列侯・郡守・二千石をして各々その吏民の賢なる者を揀ばしめ、歳ごとに各々二人を貢して以て宿衛に給さしめ、且つは以て大臣の能を觀らん。貢する所賢ならば賞有り。貢する所不肖なれば罰有り。それはくの如くして、諸侯吏二千石は皆心を求賢に尽し、天下の士は得て官使すべし。  
云々。

とあり、伝の末尾に「州郡が茂材孝廉を挙ぐるは、皆仲舒より発す」と記されているから、この選挙の狙いは、ほぼ明らかである。恐らく賢良方正の選挙の成功を見て、この選挙政策を更に推進しようと考え、孝廉の目を立てたのである。賢良方正の士は、郎中令所屬の論議を掌る大夫（太中大夫・中大夫・諫大夫、皆員なく、多きは数十人に至る）や



奉常寺所屬の博士に任ぜられていた。孝廉の選挙は、大夫の下に位置する郎官（議郎・中郎・侍郎・郎中、皆員なく多きは千人に至る）に郡国の優れた人材を配し、その官吏としての資質を見究め、中都の政務を経験させ、或はこれを長吏に任じ、皇帝の政治を広く深く浸透させようと図つたのであろう。明らかに賢良方正選挙の延長線上に在るものである。

元光元年（前一三四）十一月に始まつた孝廉の選挙が、その半年後に行なわれた賢良の選挙の対策より出たように記されるのをどう理解すべきか、問題視されているが、孝廉の選挙は元光元年施行の時に完備されていたわけではない。元光五年（前一三〇）八月には、孝廉を毎年の上計とともに中都に送るよう指示を与え、元朔元年（前一二八）十一月の詔では、孝廉選挙の理念を語り、孝廉不挙の罪を議定させている。孝廉選挙の意義付け、その目標や運用法——特にこれを毎年施行とし、挙人を郎中に任じて郎中令に配属することなど——を具体化するについて、董仲舒の構想が生かされたのであろう。

## （2）外朝吏員の補任法の整備——辟召四科と茂材察举の制

文帝二年（前一七八）に始まる賢良方正直言極諫の士の選挙と武帝元光元年（前一三四）に始まる孝廉の士の選挙とによって、全国的に選ばれた優れた人材を以て朝廷の官吏を補充する体制が整えられて後、ずっと遅れて外朝の吏員の補任法が整えられた。『漢旧儀』によると、武帝元狩六年（前一一七）当時の丞相の吏員は三百八十二人で、史（秩四百石）二十人、少史（秩三百石）八十人、属（秩二百石）百人、属史（秩百石）百六十二人より成り、「皆秩を同じくするものより補す」と記したのち、四類の吏員辟召の基準を設け、それぞれ補任する職種を定めて、博く人材を選び、実務に試用して才能の如何を確かめたのち、正式に官職を授けたことを述べ、次のように伝えている。

官事は至りて重し。古法にては聖と雖もなお試<sup>も</sup>いるがごとし。故に丞相をして四科の辟を設けて以て博く異徳の名

士を選ばしめ、才を称り能を量り、宜しからざれば故の官に還さしむ。第一の科を德行高妙、志節清白と曰い、二の科を学通じ行ない修まり、経は博士に中ると曰い、三の科を法令に明曉して以て疑を決するに足り、能く章を案じて覆問し、文は御史に中ると曰い、四の科は剛毅多略、事に遭いて惑わず、明は以て姦を照すに足り、勇は以て断を決するに足り、才は三輔の劇の令に任うるを曰い、皆試するに其の能を以てし、然る後に之を官にす。第一の科は西曹の南閣祭酒に補し、二の科は議曹に補し、三の科は四辞八奏に補し、四の科は賊決に補す。云々。

四科の士を補任する官職に挙げられた南閣祭酒の職掌は良く判らない。議曹は百官の奏事を受けてその取扱いを議したものである。四辞八奏は辞訟を扱う辞曹と奏議を掌る奏曹であろう。賊決は盜賊を掌る賊曹と罪法を掌る決曹であろう。この辟召四科は、古くから行なわれてきた曹掾自辟の法に客観的な基準を設け、法制化を図ったものと考えられる。四科制定の時期は、やはり元狩六年（前一七）であろう。この前年に「丞相を助けて不法を挙げる」司直（秩二千石）が丞相府に置かれていて、このころ行政改革への取組みがなされていたことが判る。

辟召四科が設けられて十年の後、元封五年（前一〇六）になると、州の刺史による茂材（秀才）の察挙が始められた。『漢書』卷六、武帝紀同年末尾の条に

初めて刺史の部、十三州を置く。名臣は文武を尽くさんとす。詔して曰く、蓋し非常の功有れば必ず非常の人を待つ。……其れ州郡をして吏民の茂材有りて等と異なるもの、将相と為り及び絶国に使いすべき者を察せしめよ。とあり、文武の名臣は残らず任用するという事で、十三州の部刺史に茂材（秀才）の察挙を命じたことが伝えられている。

選挙の目標は、当時積極的に外征が展開されていた関係から、志気を鼓舞するように高く掲げられているが、これをそのまま信ずることはできない。刺史の部内巡行の制を記す『漢旧儀』の一条には

刺史は民の茂材有るものを挙げて、名を丞相に移す。丞相は考召して、明経一科、明律令一科、能治劇一科の各一人を取る。

とあり、刺史が察舉した茂材の中から、辟召四科のうち第一科を除く他の三科にあたるものそれぞれ一人を丞相が選ぶと伝えている。選ばれた人は、中都や王国の官に任ぜられていた。『漢旧儀』の右の一条に、すぐ続けて

詔し、諫大夫・議郎・博士、諸侯王の傅・僕射・郎中令を選ぶには明経を取り、廷尉正・監・平案章を選ぶには明律令を取り、能く劇を治す長安・三輔の令を選ぶには治劇を取らしむ。皆試守・小冠とし、歳満ちて眞と爲し、次を以て遷す。云々。

とある。文中にいう廷尉平は宣帝地節三年（前六七）十二月の設置<sup>①</sup>、諸侯王大傅が傅と改称されるのは成帝の時である<sup>②</sup>。詔文には武帝後の制度が盛られているが、それは茂材察舉の制が長く施行される中に後年の改制が詔文に添記され、その添記された詔文が『漢旧儀』に収録されているのであろう。

刺史は漢初に秦制の監郡が廃止された時、これを補うものとして設置され、はじめ丞相府東曹の史九人が臨時に督察に出ていたが、武帝元封五年（前一〇六）に十三人の部刺史を置き、六条の詔書<sup>③</sup>を奉じて部内の郡国を巡行し、治政を省察し、能否を黜陟し、冤獄を断治させることにした。郡政の督察を効果的に行なうには、官吏に対する賞罰が必要である。そのため刺史は、長吏の殿最を行ない、州中吏民の茂材異等の者を察舉した。茂材異等の者を察舉する以上、昇遷の途も併せて用意されていたはずである。

茂材三科は、丞相の辟召四科と同じ性格のものである。四科の土には、どのような昇遷の途が開けていたのであろうか。辟召四科の制を伝える『漢旧儀』の記事の末尾に、丞相は「歳ごとに秀才一人廉吏六人を挙ぐ」と記されている。この制度は後漢に継承され、建武十二年（三六）八月乙未の詔書で「三公は茂才各一人、廉吏各二人を挙ぐ」と定められている。秀才（茂才）は刺史の察舉を受けたものとともに考召を受け、昇遷をゆるされたはずである。廉吏は、後漢では高第のものが御史や県長や議郎を拜し、或は能治劇・明習法律等に挙げられている。茂才とほぼ同格の取扱いを受けていたことが明らかである。四科によって丞相府に辟召されたのち、諸寺に遷される途も開けていた。清孫星衍輯『漢官』に後漢時代の九寺の吏員の構成を記すところを見ると、「四科」と記される上層の吏が、太常に十二人、光祿勳に

十人、衛尉に九人、大僕に七人、廷尉に十一人、大鴻臚に六人、大行に四人、宗正に六人、大司農に十八人、少府に一人、執金吾に十人、合せて九十四人いる。この四科は、四科によつて三公府の掾屬に辟召され、中央政府の行政官として経験を積んだのち、諸寺に調遷されたものである。諸寺それぞれに人数が記されるのは、定員が設けられていたことを示す。恐らく、この調遷法も前漢の丞相の故事に従うものである。

要するに、丞相四科の辟召の制は、郡県の曹掾を母体とする外朝の吏員の遷補の体系を整えたもので、茂材（秀才）察挙の制は、廉吏察挙の制とともに、この外朝の吏員の体系を朝官に連接して、昇進の途を開くものであった、ということが出来るであろう。

内朝・外朝の官吏の補任法が公選の制に基づいて整えられ、体系化されてくると、権門高官の賓客となり名家の推挙を得て官途に就く道は、急速にせばめられてくる。元朔五年（前一二四）に御史大夫より丞相に任ぜられた公孫弘は、武帝が功業を興そうとしきりに賢良を挙げるのを見て、丞相府に客館を建て、賢人を招き、謀議に加え、己の俸禄を割いてその衣食に給していたが、しかし賢人を薦めることは出来ず、元狩二年（前一二一）に薨じ、その後丞相が李蔡（有罪自殺）・敞青翟（有罪自殺）・趙周（下獄死）・石慶（太初二年・前一一〇三薨）と変るうちに、客館は廢屋となつたという<sup>(20)</sup>。これは象徴的な事件である。

ところで、賢良方正直言極諫の士とか孝廉とか、選挙の目的や選用の基準を明示して、広く天下に推挙を求める官吏任用法は、何と呼べば良いのであろうか。筆者は敢えて科挙の呼称を用いた。現在学界では、この呼称法は隋もしくは唐初に始まる解試省試による諸科の選抜法を指して限定的に用いられ、両漢魏晋南北朝時代に就いて用いられることはないが、これは決して正しい用法ではない。科挙は、本来、科（選挙の目標、選択の基準）を公示して人材を推挙させることを言う。『隋書』卷二、高祖紀・開皇十八年（五九八）七月丙子条の詔に

京官五品以上、總管、刺史は、志行修謹・清平幹濟の二科を以て人を挙げよ（以志行修謹・清平幹濟二科。挙人）。とあり、『隋書』卷三、煬帝紀・大業三年（六〇七）四月甲午条の詔に

文武の職事有る者、五品已上は、宜しく令に依り十科にて人を挙くべし（宣依令十科舉人）。とあるのを見れば、明らかであろう。

このような選挙法は、漢代に始まるものである。丞相の辟召に四科があり、茂材（秀才）の考召に明経・明律令・能治劇の三科があったことは先に述べた。『漢書』卷九、元帝紀・永光元年（前四三）二月条には

丞相御史に詔して、質樸・敦厚・遜讓・有行の者を挙げしむ。光祿には歳ごとに此の科を以て郎従の官を第せしむ。とあつて、光祿四行の科の始まりを伝え、『後漢書』卷六、順帝紀・陽嘉元年（一三二）閏十二月丁亥条には

諸て詔除を以て郎と為り、年四十以上にて課試すること孝廉の科の如き者（課試如孝廉科者）は、廉選に参ずるを得さしめ、歳ごと一人を挙ぐ。

とあり、同書、卷六一、黄瓊伝には

瓊は前に左雄が上る所の孝廉の選が、専ら儒学・文吏を用い、取士の義においてなお遺す所有るがごときを以て、乃ち奏して孝悌及び能従政なる者を増し、四科と為す。事竟に施行さる。

とあり、孝廉の選に儒学・文吏・孝悌・能従政の四科が設けられたと伝えている。これらは科を以て人を挙ぐるものである。

中国の官吏任用法いわゆる選挙は、宗族封建制の官制化の進行とともに始まり、春秋以来の長い伝統を持つている。その選挙法を承けて、前漢文帝の時から、選挙の目的や選用の基準を明示して、広く天下に人材の推挙を求め、朝廷の官吏の充実を図る方式が用いられるようになり、政局は帝政の確立に向つて動き出した。前代に見られなかったこの選挙法を指称する名称がなければ、我々は前代とこの時代の違いを正しく認識できず、この選挙法が変化して解試省試の制となるまでに、どんな事態が生じたかも正しく認識できないことになる。筆者は、科挙の呼称を用いるのが、最も自然で無理がないと考えている。

科挙の法を用いて優れた人材を朝廷に集中し、皇帝親政の体制作りを進めるとともに、軍勢力の改編も進められた。

軍政の考説は本稿の主題から外れるが、帝政の発達という点では省けない問題である。簡単に附記しておく。軍事力の改編も文帝の時に着手された。匈奴が勢力を張り屢々西北辺郡を犯すようになった十一年（前一六九）頃、辺塞の守備には塞下に常居する民や降胡を用い、遠郡の戍卒を辺塞に更戍させるのを罷める方針を取り、徙民実辺の策を進め、十三年（前一六七）には戍卒の令が撤廃された。また隴西の李広・李蔡など騎射に巧みな辺郡の武將が、騎常侍として内朝官に用いられ、隴西・北地・上郡の良家の材力の士を上林苑に集めて、馳射戦陣の講習が行われた。武帝は即位早々に内郡の衛士一万を減じ、期門騎（虎賁郎）建章營騎（羽林騎）など皇帝送從の郎騎を創設し、また三輔管内の士卒を、屯騎・歩兵・越騎・長水・胡騎・射声・虎賁の七校尉に改編し、長安城門に屯兵をおき城門校尉に率いさせ、三輔・都城・宮殿の警固を強化した。そしてこれらの軍団を近臣侍中の指揮下においた。武帝没して八歳の昭帝が即位すると、諸曹侍中として長く武帝に仕えてきた霍光が、大司馬大將軍領尚書事となり、軍事力を掌握し、外朝の奏事の平議を主宰して、聴政を助けた。三輔都城宮殿を鎮庄する軍事力と外朝奏事の平省駁議、これが文帝以来進められてきた皇帝親政の柱であったのである。<sup>[21]</sup>

## 二 内朝外朝体制の修正と官吏調遷の分掌

科挙を用い、天下の賢材俊英を集め、侍中諸吏の廷臣や郎從の官の充実を図り、外朝の奏事に活発な駁議を展開し、軍事力を改編しこれを侍中の統属下におき、権力の集中を図り、皇帝親政の体制作りが進められてくると、遂には「万機を兼持する」<sup>[22]</sup> 廷臣が現れ、丞相は員に備わるのみとなって、皇帝の地位が危うくなり、この権力の偏在の是正が課題となった。宣帝以後、この課題の解決のために内朝外朝体制の修正が続けられた。先ず宣帝の親政復活にいたる経過をたどり、親政策を見て、その後の政局の展開を考察することにする。<sup>[23]</sup>

地節二年（前六八）三月、大司馬大將軍領尚書事霍光薨じて、宣帝ははじめて政事を行った。このとき宣帝を輔けて

親政復活に力を尽くしたのは、御史大夫魏相であった。魏相は、宣帝が霍光の功德に報いようと、その子の侍中中郎將霍禹を右將軍とし、次いで兄霍去病の子の侍中奉車都尉霍山を領尚書事としたのを見て、許皇后の父昌成君許広漢によって封事をたてまつり、霍氏の権勢の損奪すべきことを説き、上書副封の制を罷めて壅蔽を防ぐよう献議した。許広漢は武帝のとき法に坐して宦者とされていた人である。宣帝はこれを善しとして魏相に給事中の官を加え、その議に従って親政を進めた<sup>(24)</sup>。先ず群臣には皆封事を奏することを許し、下情が上達するようにした。また五日に一たび朝議を開き、丞相以下それぞれに職事を上奏させ、議論を聴き、朝臣の才能を把握するようにつとめた<sup>(25)</sup>。

翌三年三月には、内郡国に賢良方正の推挙が命ぜられた。四月には許皇后の男が皇太子に立てられ（後の元帝）、太子外祖父の昌成君許広漢は平恩侯に封ぜられた。六月には魏相が丞相となった。賢良方正の儒生達は多く霍家のことを言い、「大將軍の時は主弱く臣強く、専制して権を擅しままにす。今はその子孫が事を用い、昆弟は益々驕恣なり。恐らくは宗廟を危うくせん」と上書する者が現れた。領尚書事霍山はこの上書を抑えたが、中書令が封事を受けるようになり、この後、吏民は尚書を経ずに中書によって封事を奏するようになった<sup>(26)</sup>。丞相となった魏相は、しばしば燕見（皇帝閑居時の召見接見）して事を言い、平恩侯は侍中金安上とともに禁中に入出した。こうして、霍光夫人の許皇后毒殺のことが遂に上聞に達した<sup>(27)</sup>。霍氏の諸壻は、或は將兵の権を解かれ、或は内朝の職を解かれ、郡守に出され、斥けられていった。十月、賢良方正直言極諫の土に上言を求める詔とともに、右將軍霍禹の兵権が解かれた。翌四年七月、霍禹等は反乱を企て、敗れ去った。

霍氏伏誅の後、宣帝はみずから尚書の事を省て万機を親決し、魏相は衆職を総領して親政を輔けた<sup>(28)</sup>。親政の体制作りには、尚書の整備が中心的な課題となった。宣帝は、はじめ尚書に代えて中書（中尚書）を用いた<sup>(29)</sup>。尚書や侍中の官が霍氏勢力に占拠されていたためであるが、平恩侯の尽力も大きかったであろう。その中書について、『漢書』卷九三、石頭・弘恭伝に「中黄門となり、選を以て中尚書と爲る。宣帝は時に中書の官に任ず。恭は法令故事に明習し、善く詭奏を爲し、能く其の職に称えば、恭を令と爲し、頭を僕射と爲す」とあり、法令故事に明るい者が選ばれたと伝

えている。同書、卷七二、王吉伝には「時に外戚の許・史・王氏貴寵せらる。而れども上は政事を躬親らし、能吏を任用す」と記されている。皇帝みずから尚書の奏事を省て政事を行うとは言つても、独力では出来ない。法令故事に明るく、物事をその性格に応じて正しく処理できる優れた能吏の助けが必要である。宣帝はそれを中書に求めたのである。勿論、士人の尚書にも、同様の資質が求められたであろう。

尚書の職掌には、官吏の調遷が加わっていた。賢良方正や孝廉の科によつて天下の優れた人材を朝廷に集めれば、その調遷が朝廷の職責となる。『漢書』卷七八、蕭望之伝によると、地節三年（前六七）夏に上疏して一姓（霍氏）擅勢の弊を論じ謁者を拜したときのこととして

時に上は初めて位に即き、賢良を進めんとし、多く上書して便宜を言へば、輒ち望之に下して状を問わしめ、高き者は丞相御史に請ひ、次なる者は中二千石にて事に試ひ、歳を満たせば状を以て聞せしむ。下なる者は聞を報じ、或は罷めて田里に帰らしむ。

とあり、賢良が上書して時務策を論ずると、謁者の蕭望之に上書者を召問して高・次・下の三品に差第させ、高は丞相御史に、次は中二千石（九卿）に請うて、一年の間、職事を試守させ、その才能を確かめ、官に就けたことが記されている。こうした補任法は、宣帝前から行われていた。同書、卷六〇、杜延年伝には、昭帝のときに大將軍霍光に用いられて太僕右曹給事中となり、霍光を助けたことを伝えて

吏民が上言して便宜を言ひ、異有れば、輒ち延年に下し平処して復奏せしめ、言の官試すべき者は、至きは県令と爲し、或は丞相御史に除用せしめ、満歳にて状を以て聞せしむ。

とある。但し此処では尚書の奏事の平処に当る内朝の右曹給事中が上書の差第を行い、宣帝のときには謁者がこれを行っている点は、見落とせないところである。

賢良方正の科は、毎回の対策者が百余人を数えていた。孝廉の挙人は各郡二名だから毎年凡そ二百人となる。秀才（茂才）は各州一人に丞相府の一名が加わり十四人となる。朝廷はこれらの人々を官吏に任用する責務を負っていたわけ



ある。郎中令には、「員無し」とされる太中大夫（比千石）中大夫（比二千石）諫大夫（比八百石）などの大夫や、議郎（比六百石）中郎（同上）侍郎（比四百石）郎中（比三百石）などの郎官があり、郎官は「多きは千人に至る」ことがあったというから、当座の応待に困ることはなかったであろうが、いずれはこれらの人々を除用する官職が必要になる。一方、吏員の調遷は春秋戦国以来の長い伝統に従っていた。科挙は、この伝統慣例を改め、朝廷選用の地を拡げつつ確立されていったと見て、誤りないであろう。『漢旧儀』には、官吏の調遷について、内朝と外朝との分限を定めた一条があつて

旧制にては、令（吏）六百石以上は尚書が調して拜遷し、四百石の長相より二百石に至るまでは丞相が調して除し、中都官の百石は大鴻臚が調し、郡国の百石は二千石が調す。

と伝えられている。この分限は、明かに文帝武帝期に始まる賢良孝廉の科による朝廷の選落と、武帝期に整えられた辟召四科、秀才の察挙による外朝吏員の遷補の体系に照応している。元の朱礼は『漢唐事箋前集』巻一、漢宰相に「宣帝は御史の権を抑え、丞相を尊礼するを知るに似たり。然れども六百石以上の吏は丞相より選ばしめず、尚書より調せしむ」と記して、これを宣帝期のものと見ている。

『漢書』巻七六、張敞伝には、宣帝親政後に膠東相を拜したとき、盜賊の追捕に功有つて名を尚書に上され県令に調補される吏が十人を数えたと記されている。二千石の吏は民政の担い手として特に重視され、その調遷は、勿論尚書の選第に従つて為されていた。同じく張敞伝に「潁川太守（比二千石）黃霸が治行第一を以て入りて守京兆尹（二千石）とされた」と伝えている。これは宣帝元康三年（前六三）のことである<sup>30</sup>。治行第一は尚書の選第を言うのであろう。

『漢書』巻七九、馮野王伝に、元帝の竟寧元年（前三三）に御史大夫李延壽が卒したとき「上は尚書をして中二千石を選第せしめ、（大鴻臚）野王が行能第一とされた」が、帝は野王が後宮の親属であるためにこれを用いなかつたと記されている。『漢書』巻八、宣帝紀・黃竜元年（前四九）四月の詔で、六百石の吏を廉吏に挙げることが禁じられているが、これは調遷の分限が察廉によつて犯されているのを戒約したものであろう。前引の『漢旧儀』の一条は、宣帝の時

尚書の選用と丞相の選用との調整が為されたことを伝えるものと見てよいであろう<sup>(31)</sup>。

内朝（中朝）官に就いては、宣帝の時になって始めて中朝の呼称が現れることに注意を引かれる。『漢書』・蕭望之伝に、神爵中に匈奴が大いに乱れ、議者が多くこの壞乱に乗じて兵を挙げ匈奴を滅せと論じたとき、「詔して中朝の大司馬車騎將軍韓增、諸吏富平侯張延壽、光祿勳楊惲、太僕載長樂を遣わし、望之に計策を問わしめ」たことが記されている。また魏相伝に、宣帝が後將軍趙充国等と匈奴への出兵を議していたとき、丞相魏相が上書してこれを諫めたことが記されていて、一節に「今諸將軍に聞くに、兵を興して其の地に入らんと欲すと」とあり、胡三省は『資治通鑑』卷二五、漢紀の元康二年（前六四）条のこの句に、「丞相は中朝の議に預らず。故に諸將軍に聞くという」と注記を加えている。

中朝の呼称が用いられるのは、外朝との別を明示するためである。この中朝において、丞相を除いて匈奴遠征のことが議せられていることは、中朝と外朝との管掌事項が区分され、踰越干渉が禁ぜられていたことを知らせる。中朝の会議は諸將軍と中朝二千石で構成されていた。『漢書』に伝えられるところを見ると、匈奴使節への応待、丞相御史大夫などの高官の劾奏が議題となっている<sup>(32)</sup>。中朝の会議は明らかに所管事項を限定されている。これまで尚書の奏事の平章に当たってきたのは、中朝の左右曹諸吏であった。これらの官は宣帝以後も続いて置かれているが、旧日の機能は既に失われていたと見て誤りないであろう。

このように見てくると、宣帝は丞相御史の両府に行政を委ね、法令故事に明るい者を中書尚書に用いて奏事の決裁を助けさせ、尚書丞相府の官吏の調遷に分限を設け、両者の権限の調整を図り、中朝の管掌事項を限定して踰越干渉を防ぎ、親政体制の整備に努めていたかの如くである。魏相の伝に、「好んで漢の故事及び便宜の章奏を觀て、以為えらく、古今は制を異にす。方今の務は故事を奉行するに在りと。數しば漢興りて已來の國家の便宜行事及び賢臣の賈誼・鼂錯・董仲舒等が言う所を条（列挙）して、奏して之を施行せよと請う」という一節がある。現状を古今異制と見て、故事便宜行事に拠り所を求めつつ、新しい事態に対応していたことが判る。

このように親政につとめてきて、宣帝は臨終の際に外戚の侍中樂陵侯史高、太子太傅蕭望之、少傅周堪を禁中に呼び、高を大司馬車騎將軍に、望之を前將軍光祿勳に、堪を諸吏光祿大夫に拜し、遺詔を与え、尚書の事を領して新帝を輔けさせることにした<sup>(33)</sup>。これまでの努力を放棄したような措置に見えるが、恐らく親政の苛酷なまでの多忙さを思ったのであろう。元帝が崩じた時、東平思王劉宇は「漢の大臣は、天子が少弱でまだ天下を治められず、私が法規を知っているので、私に天子を輔佐させようとしているが、私は尚書が朝早くから夜遅くまでひどく苦勞しているのを知っている（我見尚書晨夜極苦）。私にやれと言われても、出来はしない」と言っている<sup>(34)</sup>。宣帝は親政を進めてみて、この多忙さに苦しみ、即位後のわが子の苦勞を思い遣ったのであろう。

しかし、この三人の領尚書事は用を果たせなかつた。『漢書』蕭望之の伝に、その間の事情を

初め宣帝は甚だしくは儒術に従わず。法律を任用して中書の宦官が事を用う。中書令弘恭・石頭は久しく枢機を典<sup>つかさど</sup>り、文法に明習し、また車騎將軍高と表裏を為し、論議すれば常に独り故事を持って望之等に従わず。云々。

と伝えている。法令故事に基づく議論に対抗できなかつたのである。望之は宦官を罷めて士人に更えよなどと奏して高・恭・頭と対立し、二年にも満たない中に敗れ去り、自殺に追い込まれた。そしてその後は恭・頭が専權を振り、弘恭亡き後は、中書令石頭が尚書令五鹿充宗と結んで専權を振り、元帝崩じるまでその地位はゆるがなかつた。

こうした事情から、宣帝後の政治に二つの趨向が生れた。一つは行政府の体制強化である。一つは尚書組織の整備である。行政府の体制強化は、御史府の行政府への転化によつて進行した。元帝の初元五年（前四四）六月貢禹が御史大夫に任ぜられたとき、華陰守丞嘉が「御史の官は宰相の副にて九卿の右なり。選ばざるべからず」と奏している<sup>(35)</sup>。

宣帝期には、御史大夫は既に宰相の副と化していたのであろう。御史大夫寺は、漢初には皇帝秘書の府として下書の起草に当たっていた。その職掌が尚書に奪われたのであるから、御史大夫寺の行政府への転化は、武帝期から進行していたはずである。『漢旧儀』の御史の項には、元封元年（前一〇）より後のこととして、「後に御史の職は丞相と参<sup>まじ</sup>わり、吏員を増す。凡そ三百四十一人。分ちて吏・少史・属と為す」とある。吏員は何時頃から増えてきたのか。『漢書』卷

九〇、嚴延年伝には、昭帝の時に「選を以て御史掾に除補された」と記されている。成帝の陽朔四年（前二一）に御史大夫于永が卒したときには、谷永が「御史大夫は内は本朝の風化を承け、外は丞相を佐けて天下を統理す」と論じている<sup>(36)</sup>。百官公卿表に、御史大夫の職掌を「丞相を副く」と記すのは、前漢末の状況を言うのであろう。丞相府の吏員は、元狩六年（前一一七）当時で三百八十二人であった。この数は漢末も変わりなかった<sup>(37)</sup>。合せて七百二十三人になる。吏員の増加は、行政府の職務処理能力を高め、「晨夜極苦」という尚書の負担を軽減すると期待されていたのであろう。

尚書には郎官給事の制度があった。『漢書』卷五九、張安世伝には武帝の時「書を善くするをもつて尚書に給事し」尚書令に拔擢されたと記されている。尚書が繁忙になれば、給事の郎官も増えたであろう。成帝の建始四年（前二九）になると、中書宦官を罷めて初めて尚書の員五人が置かれ、尚書四人で四曹をつくり、丞相御史の事を主る常侍曹尚書、刺史二千石の事を主る二千石曹尚書、庶人の上書を主る戸曹（民曹）尚書、外国夷狄の事を主る客曹尚書が置かれた。<sup>(38)</sup>尚書には法律に通じた人が選ばれていた。『後漢書』卷四六、陳寵伝に「曾祖父咸は、成・哀の間に律令を以て尚書と為る」と記されている。官吏の調遷に当たっていたのは、尚書令であった。『統漢書』百官志の尚書令の項に、本注に曰くとして「凡そ選署及び尚書曹より奏下する文書・衆事を掌る」と記されている。

成帝末になると、三公府設置の動きが現れた。成帝即位し、中書宦官が勢力を失つて後は、外戚王氏が大司馬大將軍領尚書事の職を承け継ぎ、朝政を掌握していたが、綏和元年（前八）四月、將軍の官を罷め、大司馬に印綬官属を与えて行政府となし、御史大夫を大司空を改称し、丞相府と合せて三公府とし、更に十二月、部刺史を罷めて州牧（秩二千石）を置くという改制が行なわれた。三公府設置の狙いは行政府の体制強化である<sup>(39)</sup>。州牧の設置は、州の段階で郡政を統べることで三公府の負担を軽減し、行政の中央集権化を推進しようとしたものであろう。この改制には、「古今制を異にす。漢は天子の号より下は佐史に至るまで皆古に同じからず。而も独り三公を改む。職事分ち難く、明らかに治乱に益無し」という批判が出て<sup>(40)</sup>、建平二年（前五）三月に撤回されたが、元壽二年（前一）五月に復活された。

改制は必然の進行であつたのである。

尚書の職掌は困難なものであつた。元壽元年（前二二）、光祿大夫給事中孔光は、尚書令に可なる者を挙げよと詔をうけて、「窃に國家の故事を見るに、尚書は久次を以て転遷し、踔絶の能有るに非ざれば、相踰越せず」と言つて、尚書僕射成公敞を挙げている<sup>(1)</sup>。久しく遷を累ねてはじめて職掌に習熟できる官署だと言うのである。孔光自身の経歴は、成帝のとき「博士は三科を選び、高は尚書と為し、次は刺史と為し、其の政事に通ぜざるものは久次を以て諸侯太傅に補していたが、光は高第を以て尚書となり、故事品式を觀て、數歳で漢制及び法令に明習し、上は甚だ之を信任して、転じて僕射・尚書令とした」と伝えられる。制度法令に習熟することが必要であつたのであるが、「天子の号より下は佐史に至るまで皆古之に同じからず」と変化を続ける時代であつたために、応待に苦しむことが多かつたのである。

尚書奏事の平省を職掌とする諸吏諸曹は、漢末においても勢官とされていた。『漢書』卷九八、孝元皇后伝には「王氏の子弟は皆卿大夫・侍中・諸曹にて、勢官に分拠し、朝廷に滿つ」とあり、『漢書』卷四五、息夫躬伝には、哀帝に上疏して公卿大臣を軒並みにこきおろし、丞相王嘉、御史大夫賈延、左將軍公孫祿、司隸鮑宣と論じ、「諸曹以下は僕隸にて數うるに足らず」と言つたことが記されている。しかし尚書自身が故事品式に精通してくれば、諸曹は無用の冗官と化すわけである。

### 三 尚書台三公府の制と官吏調遷の一元化

#### (1) 尚書台三公府の制と行政の一元化—尚書五曹の形成

後漢の光武帝は、王莽の制を踏襲して大司馬・大司徒・大司空の三公の府をおき（建武二十七年、大を去り、大司馬

を太尉と改む)、九寺を分属させて行政府の統合を進め、州郡県の行政を督視させ、この行政体系全体を尚書台の統轄下においた。『統漢書』百官志に記す三公府の職掌と『漢官』に伝える九寺の分属関係を表示すると、別記のとおりである<sup>(42)</sup>。

府名	職掌	所部九寺
太尉府	掌四方兵事功課。歳尽即奏其殿最。而行賞罰。郊祀大喪。与司徒司空分掌。国有大造大疑過事。与二公通論之諫争之。	太常・光祿勳・衛尉
司徒府	掌人民事。凡四方民事功課。歳尽則奏其殿最而行賞罰。郊祀大喪大疑大事。与太尉同	太僕・廷尉・大鴻臚
司空府	掌水土事。凡四方水土功課。歳尽則奏其殿最而行賞罰。郊祀大喪大造大疑。与太尉同	宗正・大司農・少府

太尉府の主管事項は、四方の軍事行政の統轄、功課殿最で、光祿勳・衛尉が部轄を受けていた。建武二年(後二六)に大司馬呉漢に九將軍を率いて檀郷の賊を攻めさせたとき「軍事は<sup>(43)</sup>に大司馬に属す」と詔し、みだりに野王県の兵を發して進軍した大司空王梁を、尚書宗広に斬れと命じている<sup>(43)</sup>。但し、軍を率いるのは將軍であるから、大司馬の所管は、軍の編成と維持管理にかかわる行政ということになる。太尉府は、府史の署用を主る西曹の外、二千石長吏の遷除と軍吏を主る東曹、民戸の祠祀・農桑を主る戸曹、奏議の事を主る奏曹、辞訟の事を主る辞曹、郵駟の科程の事を主る法曹、卒徒の転運を主る尉曹、盜賊の事を主る賊曹、罪法の事を主る決曹、兵の事を主る兵曹<sup>(44)</sup>、貨幣塩鉄の事を

漢代における帝政の發展と選挙制度(草野)

金曹、倉穀の事を掌る倉曹と黄閭主簿から成っていた。司徒司空と「職の参る」ところ多かつたはずである。太尉府に太常が配属されたのは、古くから「司馬は天を主り、司空は土を主り、司徒は人を主る」と考えられてきたことによるが、郊祀や大喪は二公と担当を分ち、大造大疑過事は二公とともに論ずるものとされていた。

司徒は四方の民事を掌るとあるが、廷尉が分属されるところから見て、獄訟執法が中心であったと考えられる。司徒府と刑獄のかかわりを伝える文献は少なくない。大鴻臚は特に郡国の上計を掌る点を重く見て司徒府に分属されたのであろう。司徒府は郡国の上計を受けていた。太僕は、天子行幸の際に車馬を掌る点が、君臣の関係を治める司徒府の職掌にかかわり有りとみられたのであろうか。

司空は水土の事を掌るといふ。韓詩外伝に「山陵崩阨し、川谷通ぜず、五穀植えず、草木茂らざれば、則ち之を司空に責む」とあり、所部の九寺に大司農少府が見える。水土と水土より生ずる品類、城邑・田野・山沢の賦税の功課が司空の職掌であつたのである。これは天下の圖書計籍を主つた御史の職掌を承継ぐものである。宗正が司空に配属されたのは、宗室の封邑が司空の輿地図に管掌されていたことによるのである。

後漢の三公府は、その呼称から連想されるような国策の謀画に預る宰相の府ではなく、衆職を総領する行政府であつた。光武帝は「吏事（治民の事）を以て三公に責め」「また以て三公を課覈し」ていた。三公府の職掌を司隸校尉に督察させようとしたことすらあつた。三公府は、それぞれの分担に応じて州郡の功課を掌つていた。『後漢書』卷二一、李忠伝に、丹陽太守として善政を施き、「十四年の三公の奏課で、天下第一とされた」と伝えている。三公府の吏員は、三府合せて百八十八名で、前漢の丞相府三百八十二人、御史府三百四十一人に比べて、大幅に減らされている。光武帝の并官省職策によるのであろう。旧制の丞相府に及ばぬ吏員がなお三府に分属する体制が取られたのは、三公を並び立たせることで専權擅勢を防ぐ意図があつたのか、或は兵（太尉）刑（司徒）財（司空）と職掌別に中央集權策を進めさせようと考えたのであろう。

三公府は尚書台の統轄下におかれていた。尚書台の編成は、前漢の制を踏襲して、これに改制が加えられていった。

『統漢書』百官志は、上書者の如何に應じて常侍曹、二千石曹、民曹、客曹と分曹を設けた成帝建始四年（前二九）の制を記して、これに「世祖は承遵す」と続け、「後に二千石曹を分ち、又客曹を分ちて南主客曹・北主客曹と為す」と述べて、筆を省いている。恐らく幾度も改制が行われたのであろう。

上書者に対応して分曹を設けるのであれば、丞相御史兩府が三公府に変れば、三公曹を設けねばならぬ。三公曹は三公府の文書を主る。三公府の職事は、四方州郡の兵事・民事・水土の功課である。世祖は三公曹を設けて、これを主らせた。そして三公府が行なう選挙と祠祀は別に一曹を設けて主らせ、吏曹尚書と名付けた。兵事・民事・水土の事に關わる州郡の文書が三公曹の管掌となれば、二千石曹は冗設の官と化してくる。そこで二千石曹が分けられ、中都の水火盜賊を主る曹と辞訟を主る曹が作られた。民曹には繕修功作塩池園苑の事が職掌に加えられた。この間の解説は、『統漢書』百官志よりも『晋書』職官志のほう筋道が立っていて判り易い。しかし総てが記されているようには見えない。後漢時代の行政の特徴は、行政府の統合が進み、新に職能別に行政体系が整えられ、中央集権化が進められていったことである。尚書の編成も、職能別に専門化が進み、これが新しい編成原理となった。尚書の編成の職能別専門化は、業務繁劇の曹に郎官を出させ給事に従わせることで推進されたように見える。『後漢書』卷二六、馮勤伝によると、魏郡太守銚期に功曹として仕え、銚期の薦めで光武帝に仕えたことを伝えて

初めは未だ用いられず。後に乃ち除して郎中となり、尚書に給事し、匭を以て軍糧を議す。事に在りて精勤なれば遂に親識せらる。是に由りて諸侯の封の事を典らしむ。勤は功次の軽重、国土の遠近、地勢の豊薄を差量して相踰越せしめざれば、厭服せざるはなし。是れより封爵の制は勤に非ざれば定まらず。帝は益々以て能くすると為し、尚書の衆事は皆総べて之を録せしむ。

とある。この頃司徒は侯霸であった。銚期が魏郡太守であったのは、建武元年（二五）から五年（二九）にかけてである。侯霸は建武五年に司徒となり、十三年（三七）に位に薨じている。建武初期に郎官が尚書に出仕して財務に従事していたことが明らかである。「匭を以て軍糧を議す」とは、恐らく郡県の戸口租賦の額を記入した図籍を案じて軍糧の



補給法を計画していたのであろう。

この頃、軍糧の補給には謁者が当っていた。『後漢書』卷三一、張堪伝に、「(世祖)位に即くに及んで中郎将来歎が堪を薦むれば、召して郎中に拜す。三遷して謁者と為し、委輸の縑帛を送り、并せて騎七千匹を領し、大司馬呉漢に詣り、公孫述を伐たしむ」とある。委輸の委は積を意味する。郡国に積聚する金帛貨賄は随時大司農に輸送して国用に供し、これを委輸と呼んでいた<sup>⑤</sup>。右は大司農に輸送さるべき縑帛を外郡の軍費に充てていたことを伝えるものである。大司馬呉漢は建武十二年(三六)十一月に成都に公孫述を破った。驃騎大將軍杜茂は、このち衆郡の弛刑の人を率いて北辺に屯し、亭候烽燧の修築に當った。『後漢書』卷二二、杜茂伝に、「十二年、謁者段忠を遣わし、衆郡の弛刑を將いて茂に配し、北辺に鎮守し、因りて辺卒を發して亭候を築き烽火を修めしむ。又委輸の金帛繒絮を發して軍士に供給し、并せて辺民に賜わしむ」と記されている。謁者は皇帝に侍従する者で、本来は賓客を引見し儀式を主るものであったが、後漢では、多くの者が軍營の監督(監營謁者)とか、河渠の修築(將作謁者)とか、河堤の修築(河堤謁者)とかの職事を受けて出使していた<sup>⑥</sup>。尚書に謁者曹が置かれたのは、後漢はじめのことであらう。

尚書に給事する郎官の選任手続は、後漢の応劭の『漢官儀』に

尚書郎は、初め三署郎より選んで尚書台の試に詣らしむ。一郎を歛くごとに則ち五人を試し、先ず箋奏を試す。初めて台に入れば郎中と称し、滿歳にて侍郎と称す。

と伝えられる。初めて台に上れば守尚書郎、滿歳で尚書郎中、三年で侍郎と称すという一条もある。郎中の給事は、業務繁劇の列曹で行われていた。『漢旧儀』の一条に

尚書郎四人。其一郎は匈奴單于の營部を主り、一郎は羌夷の吏民を主る。民曹の一郎は天下の戸口墾田功作を主り、謁者曹の一郎は天下の見錢の貢獻委輸を主る。

とある。匈奴羌夷を主るのは客曹の郎である。蔡質の『漢儀』(漢官典職儀式選用)に「客曹の郎は羌胡を治むるの事を主る」とある。

この一条は、時に前漢の制を言うものと見られているが、勿論、後漢の制で、応劭の『漢官儀』の記事が誤って混入しているであろう<sup>(53)</sup>。客曹を北南に分けて胡羌を治めたのは、明らかに後漢の制である。建武初期に貢獻委輸が謁者によって担われていたことは、先に述べた。州郡の墾田の頃畝及び戸口年紀の検覈が行われるのは、建国の功臣宗室への封爵の授与が終わったのち、建武十五年(三九)六月のことである。はじめ多くの刺史太守が忠実に検覈を施行しなかった。光武帝は謁者を遣わして実状を調べ、翌十六年九月、河南尹張伋及び諸郡守十余人を度田不実の罪で獄に下し死に至らしめている<sup>(54)</sup>。民曹に天下の戸口墾田功作(徭役)を主る尚書郎が置かれたのは、この時であろう。

光武帝が最も力を入れた行政の部門は、選挙であった。『後漢書』卷二九、申屠剛伝に、天下ほほ定まつた建武七年(三一)尚書令に遷されたときのこととして、「時に内外の羣官は多く帝自ら選挙す。加えて法理を以て嚴察し、職事は過<sup>はな</sup>だ苦し。尚書の近臣も、乃ち前に捶撲牽曳せらるるに至り、羣臣敢ては正言せず」と伝えられる。選挙ははじめ尚書令の管掌とされ、次いで吏曹が設置された。吏曹にも尚書郎が配置されたはずである。次の明帝は、刑獄の政に力を尽くした。『後漢書』卷二、明帝紀の末尾の論に「明帝は刑理を善くし、法令は分明なり。日晏<sup>く</sup>るも朝に坐し幽枉も必ず達す。内外に倖曲の私なく、在上に矜大の色なし」とある。辞訟を主る尚書が整えられたのは、この時かも知れない。

こうして業務繁劇の分曹に尚書郎が配置され、行政の体系が整えられるとともに、三公府九寺の職掌の専門別編成統合が進められ、新しい行政府の成立にいたるのである。その動きの比較的判り易いのは、度支尚書である。貢納委輸のことは、漢代では大司農の管掌であった<sup>(55)</sup>。『統漢書』百官志の大司農の項に、本注に曰くとして、

諸々の錢穀金帛、諸々の貨幣を掌る。郡国より四時に月且見錢簿を上り、其の逋して未だ畢らざるものも、各々具して之を別つ。辺郡の諸官の調度を請う者には報給す。多きを損じて寡きに益し、取りて相給足せしむ。

とある。この職掌が謁者曹の天下の見錢の貢獻委輸を主る尚書郎に統轄されると、度支尚書が出来上る。天下の戸口墾田功作の事を主る民曹尚書は、そのまま左民尚書となる。外国夷狄の事を主る客曹も、吳蜀との外交の業務が加わるだ

けで、大きな変化はなかったであろう。五兵尚書は黎陽營や北軍五營の監督に当る監營謁者の組織が基本になり、兵制の発展とともに形成されたのであろう。吏部尚書は尚書令の主る選署に三公府の選挙業務が統合されて出来上る。三国魏になって現れる吏部・左民・客曹・五兵・度支の五曹尚書の名は、応劭の『漢儀』を上る建安元年（一九六）の奏に「五曹詔書」と見えているが<sup>56</sup>、五曹分化の動きは、後漢の早い時期に始まっていたと思われる。

嘗て尚書の奏事を受けて平省に当っていた諸吏諸曹は、王莽の時に罷められていたが<sup>57</sup>、後漢もこれを踏襲した。『後漢書』の伝では、建武二、三年頃には左曹右曹が任ぜられているが、その後はない<sup>58</sup>。平省駁議は尚書の職掌に加えられ、尚書は故事法令を学び、正しい体制作りを努めていた<sup>59</sup>。

## (2) 官吏調遷の一元化―尚書吏部の形成

前漢宣帝頃の官吏の調遷法では、郡国の百石即ち郡守国相県の令長の掾属は、二千石即ち郡守・国相が調遷し、中都の諸官の百石は大鴻臚が調遷し、二百石（小県の丞尉、中都官の丞尉・令史など）以上四百石までは、丞相が調遷し、六百石（朝官）以上は尚書が調遷するものとされていた。この調遷法は後漢に継承された。ただ後漢では、丞相（司徒）府の外に御史（司空）府・太尉府を置き、三公府とし、これに九寺を分属させ、州郡の兵事・民事・財務の功課を掌り、衆職を総領させ、この行政の体系全体を尚書の統轄下において中央集権化を進めていったから、その集権政治の発展に応じて尚書の調遷に係る処が広くなり、調遷の一元化が進む傾向が見られた。

郡国から三公府にいたる調遷法は、後世の文献では理想的に描かれている。『通典』卷一六、選挙・雜議論上に収める梁の尚書左僕射沈約の上疏には、「郷邑より始め、小吏幹佐より本めて、<sup>はじ</sup>方めて<sup>はじ</sup>文学功曹に至り、積むに歳月を以てして、乃ち察挙を得、<sup>え</sup>人才秀異にして始めて公府に辟せられ、遷りて牧守となり、入りて台司と作る。漢の人を得たる、斯に盛んとす」とあり、同じく梁の裴子野の『宋略』選挙論には、「州郡にて其の機能を積み、然る後に五府の辟す

る所と為る。五府が其の掾属を挙げて之を朝に升せば、三公がその得失を参じて除署し、尚書が之を天子に奏す。一人の身にて関する所の者衆く、一賢の進にてその課るや詳かなり。故に能く官はその才を得て敗事有る鮮し」とある<sup>(60)</sup>。五府は三公府に太傅と大將軍の府を加えたものである。始めは郷邑において官に仕え、小吏となり、幹佐となり、文学功曹に進み、郡国の官として功をかさね能を養い、歳月を経て察挙を受け、人材秀異であれば公府の辟召を受け掾属となり、公府の推挙を経て朝官となり、或は州郡の牧守となり、或は台司に入る。このように一人の官吏の審察に多くの人がかかわり、詳しく功課がなされるから、能く人材を得ることができたというのである。

三公府の辟召は、先に述べたように四科に従つてなされ、その四科の人が九寺の員吏に多数配置されていた。当然に、外朝の掾属員吏から朝官に升る途は幾つか開かれていた。建武十二年(三六)八月乙未の詔書には<sup>(61)</sup>、三公は茂才各一人、廉吏各二人、光祿は每歳茂才四行各一人、廉吏三人、中二千石は每歳廉吏一人、廷尉・大司農は各二人、兵を將いる將軍は每歳廉吏二人、監察御史・司隸・州牧は每歳茂才一人を察舉せよと定められている。しかしこれらの茂才廉吏を除署するのは、三公府の會議であつた。『後漢書』卷七八、宦者呂強伝に載せる靈帝への上疏に

旧典にては、選舉は三府に委任す。三府に選有れば、議に掾属を參え、其の行状を咨い、其の器能を度る。試を受けて任用し、責むるに成功を以てし、若し〔功の〕<sup>(62)</sup>察すべきもの無ければ、然る後は之を尚書に付し、尚書より挙劾して廷尉に下されんと請い、其の誅罰を行なう。

とあり、旧制では選舉は三公府に委ねられていて、三公府では選舉があると掾属を審議に加え、候補者の行状をたずね、その器能能力をはかり推挙し、本人が試用を受け任官して後に、見るべき効能が無いときは、尚書より劾奏して廷尉に下し、事實を確かめ、誅罰を加えたと伝えている。建武二十年(四四)四月、大司徒戴渉は推挙した大倉令(六百石)奚渉が金を盗んで獄に下されたことの罪を問われて誅を被り獄に下されて死にいたり、大司空竇融も「三公は参職である」との理由で免ぜられているが<sup>(63)</sup>、これは右に言う誅罰の例と見てよいであろう。

三公に対して、このように厳しく選舉の責任を追究しながら、三公府の會議の外に朝官への推挙の途が開かれていた

とは考え難い。『後漢書』卷七二、董卓伝を見ると、董卓が殺害されたのち、興平元年（一九四）、董卓の部将の李傕、郭汜、樊稠が皆將軍となつて將軍府を開き、三公府と合せて六府が選挙にあつたことを記した一節に、『献帝起居注』を引いて、

傕等は各々其の挙ぐる所を用いんと欲し、若し壹も之に違わば便ち忿憤恚怒す。主者は之を患い、乃ち次第を以て其の挙ぐる所を用う。先ず傕より起め、汜之に次ぎ、稠之に次ぐ。三公の挙ぐる所は終に用いられず。

と注記されている。將軍府の推挙を得た者も、三公府の會議の承認を得て、はじめて台省に受理されたことが判る。前漢のとき州の秀才（茂才）に察挙された者が、丞相の考召を経て朝官に任用されていたことは、先に述べた。後漢においても、この体制に变りはなかつたのである。

三公府の會議において推挙を受ける者に、茂才・廉吏・四行があり、この外に臨時の詔命による選挙があつた。このうち、廉吏は『後漢書』では建武末に班彪が司徒玉況の府に辟召を受け、司徒の廉に察せられて望都長に任ぜられたもの一例があるだけである。廉吏は三公府だけで六人、將軍府や中二千石を加えて毎歳二十人近くを数えるにしては、所伝が少なすぎるが、『後漢書』列伝には、公府の高第に挙げられて侍御史（六百石）、県長（四百石）、議郎（六百石）を拜する者が、数多く伝えられている。『後漢書』卷三四、梁冀伝を見ると、建和元年（一四七）に「大將軍梁冀の府の高第茂才に挙ぐるものを増し（増大將軍府挙高第茂才）、官属は三公に倍した」と記されていて、廉吏の名がなく代わりに高第がある。廉吏は高第の部類に入るものであつたことが判る。高第の者に就いて選が行われることもあつた。『後漢書』卷五、安帝紀・元初六年（一一九）二月壬子条に、「詔して三府の掾属の高弟より能く利を恵み牧養する者各々五人を選ばしめ、…出して令長丞尉に補す」とある。三公は、このような選挙の際は、掾属を含めて合同の會議を開き、候補の行状器能について意見を求め、人を選び、その保举の責を負つたのである。

この体制は、尚書の調遷の拡がりとともに崩れていった。尚書の調遷は、光祿勳三署郎の調遷と関連して次第に拡げられていったように見える。郡国より孝廉に挙げられた人には、光祿勳の五官・左右署の三署に配属され三署郎とされ

たのち、尚書台の選試を経て尚書郎となるか、或は選を以て県の長吏に補せられるか、或は茂才・四行・廉吏に選ばれるか、などの進路が開かれていた。尚書台の選試を経て尚書郎となり年限の満ちた人は、はじめ郎官は県長（四百石・三百石）に補し、令史は丞尉（三百石・二百石）に補していたが、台職の尊さに比して酬賞が薄く、喜ばれないということ、章帝建初初（七六）頃、郎官は千石の令に補し、令史は県長に補すこととされた<sup>64</sup>。光武帝明帝の頃、四百石三百石の県長が尚書の調遷を受けていたことが判る。『後漢書』卷三、章帝紀・建初元年（七六）五月辛酉条には、「初めて孝廉郎中の寛博にして謀有り、典城に任うる者を挙げ、以て長相に補す」とあり、孝廉郎中のうちから、度量大きく対応力のある人を選んで県長侯相に補している。元和元年（八四）には、大鴻臚韋彪が「このごろは尚書は多く郎官より拔擢され、法律に通曉し応対に長じてはいるが、細かい事にうるさいだけで、おおむね大能はない。州宰を歴任して名声ある者から選んだほうがよい」と上疏して、納れられている<sup>65</sup>。この後は州県に出て実地に経験を積んだ者が朝廷に呼び返されるようになったであろう。

『後漢書』卷四、和帝紀・永元元年（八九）三月甲辰条には、「初めて郎官の詔除の者をして丞尉を占むるを得さしむ。云々」とあり、これに「羽林郎は出て三百石の丞尉に補すに、自占せしむ」という後漢応劭の『漢官儀』の一条が注記されている。詔除は孝廉のように選挙の手続きを取らず、詔を以て除せられたものを指すのであろう。永元七年（九五）四月辛亥朔条には、「有司より郎官の寛博にして謀有り、才の典城に任うる者三十人を詳選せよ」を詔し、悉く所選の郎を出して長相に補したことを伝え、元興元年（一〇五）正月戊午条には、三署郎を引いて禁中に召見し、七十五人を選除して謁者長相に補したと伝えている。

『後漢書』卷五、安帝紀・永初二年（一〇八）九月庚子条の詔には、「王国の官属は、墨授以下郎・謁者に至るまで、其の経明にして博士に任うるもの、郷里に居りて廉清孝順の称有り、才の理人に任ずるに任うる者は、国相より名を移して計と偕に上れ。尚書・公府が通調して外補を得さしめん」とあって、王国の官属が尚書三公府の調遷の体系に組み入れられている。元初六年（一一九）二月壬子条には、「詔し、三府には掾属の高第より能く利を恵み牧養する者各々

五人を選ばせ、光祿勳と中郎將には孝廉郎の寛博にして謀有り、清白にして行高き者五十人を選ばせ、出して令長・丞・尉に補さしめた」ことが伝えられている。長吏（令長丞尉）に補された郎官は、労績を積んで朝廷に召還されていた。『後漢書』卷六〇下、蔡邕伝に、靈帝熹平六年（一七七）七月の上疏として、一項に

墨綬の長吏は、職は理人を典り、皆当に惠利を以て績と為し、月日を勞と為すべく、褒責の科は宜しとする所が分明なるに、而も今任に在るものは復た能く省ること無く、其の遷るに及ぶ者は、多く召して議郎・郎中を拜す。

とあり、多く議郎・郎中として召還されていたことを伝えている。三署郎が長吏に補せられ、実地に經驗を積んだのちに中央へ召還される遷例が形成されていたことが判る。

四科によつて公府の辟召を受け、掾属となり、高第に挙げられて朝官を拜する調遷の径路にも、尚書の管掌が及んでいった。『後漢書』卷五四、楊震伝によると、安帝の延光二年（一二三）に楊震が太尉となつたとき、帝舅の大鴻臚耿宝が中常侍李閭の兄を震に薦め、震が従わぬと、自ら震を訪ねて「李常侍は国家（皇帝）に重んじられていて、公にその兄を辟させたいと望んでおられます。宝はただ上の意を伝えるだけです」と言つたが、震は「如し朝廷が三府に辟召させたいと望まれるのであれば、成例では尚書の勅があるはずです（如朝廷欲令三府辟召。故宜有尚書勅）」と言つて拒み、皇后の兄の執金吾閭頭がまたその所親を震に薦めたが、震はこれも拒み、司空劉綬がこれを聞いて、二人を辟召すると、旬日のうちに二人とも拔擢されたと伝えている。尚書より三府に勅を下し、人を指名して掾属に辟召させたのち、これを朝官に擢用する方法が用いられていたことが判る。このころ「三府は任軽く、機事は専ら尚書に委ね、而も災害咎咎には輒ち公台を切免す」という状況にあつた。尚書僕射陳忠は、国の旧体に非ずとして上疏してこれを諫め、「漢典の旧事にては、丞相の請う所は聴かれざること有らず。今の三公は、その名に当たると雖も、而もその実は無し。選舉誅賞、一に尚書に由る。尚書の任ぜらるること三公より重し。陵遲して以て来り、其の漸や久し」と述べ、尚書への権力の集中が久しい以前から徐々に進行してきたものであることを指摘している<sup>(66)</sup>。

順帝の漢安元年（一四二）八月、侍中杜喬等八人を遣わし、州郡を巡行して善悪得失を挙奏させたとき、「旧は三府

に任せて令史を選ばせ、光祿に尚書郎を試いさせていたが、この頃には皆特拜して、選試をしなくなっていた」ので、大司農李固は、廷尉吳雄とともに上疏して、「選挙署置は有司に帰すべし」と論じている<sup>67</sup>。桓帝の永興二年（一五四）に太山の賊公孫挙等が叛いた時には、尚書が三府掾より能く劇を理むる者を選び、司徒掾の韓韶は羸長に任ぜられている<sup>68</sup>。延熹五年（一六二）に太尉となった楊秉は、宦官によつて官とされた者が天下に布満するのを見て、司空周景とともに「内外の吏職は多くその人に非ず。頃より、徴する所は皆特拜して試いず。盜竊縦恣し怨訟紛錯するに致す」と奏している<sup>69</sup>。靈帝の光和元年（一七八）には鴻都門学を置き、州郡三公に勅して本学の諸生を挙用辟召させ、或は出して刺史太守と為し、入れて尚書侍中と為し、封侯賜爵の者も現れたため、士君子は皆同列に居るのを恥じたという<sup>70</sup>。光和四年（一八二）の中常侍呂強の上疏は、嘗ては三公府に委任されていた選挙について

今はただ尚書に任せ、或は復た勅用す。かくの如くんば、三公は選挙の負（責）を免れ、尚書もまた復た坐せず。責賞帰する無し。豈肯て空しく自ら苦しみ勞せんや。

と論じ<sup>71</sup>、尚書の管掌に帰したことを伝えている。尚書吏部の成立である。

選挙調遷が尚書において集中的に管掌されるようになると、集中されたその職権を用いて己の父兄弟婚親賓客を官途に布置し、専権擅勢を振う者が現れた。後宮の親属外戚と禁中の官署に給事する宦官である。外戚は、幼帝の聴政を助ける母太后の父兄が將軍に任ぜられて、母太后の聽断に参預し、摂政を助け、將軍府を開き、掾属を辟召し、公府の選挙に加わることで、国政の中枢に座を占めていた。宦官は、国政を議す朝臣と母太后の間に在つて、書奏の伝発に従い、禁中の謀議に預かり、母太后の摂政が永く続くうちにその員数も次第に増え、宮中に強固な勢力を築いていた。選挙調遷に専権を振う者へは、贈賄請託が集まる。選挙不実の弊は益々甚しくなり、政治は腐敗して分裂抗争を生じ、その抗争のうちに後漢は疲弊して滅び、選挙制度に深刻な課題のあることが明らかになった。この問題は次の機会に論ずることしよう<sup>72</sup>。



## おわりに

中国では、秦王政が六国を統一した時に国家元首の称号は皇帝とされ、皇帝が万機を決する国家となったが、中央地方の行政府は前代の貴族制王政国家のそれを継承していた。皇帝親政の体制作りが始まるのは、前漢文帝の時である。文帝は即位の二年（前一七八）と一五年（前一六五）に、親政を助ける廷臣の集団、内朝官の充実を図り、科挙の法を用いて諸侯王・公卿・郡守に賢良方正直言極諫の士の推挙を命じ、挙人の多くを論議を掌る大夫に任じて郎中令におき、特に優れた人は常侍諸吏として禁中に出仕させ、こうして先ず内朝官補任の法が確立された。武帝は文帝の政策を踏襲して屢々賢良の推挙を求める外に、元光元年（前一三四）に孝廉の科を創設し、郡国の守相に孝廉の士各一人を推挙させ、挙人を郎官として郎中令におき、宿衛に従わせ、この選挙を毎年行なうこととして、郎官補任の法を確立した。大夫（侍中諸吏）に任ぜられた賢良の任務は、外朝（丞相御史府九寺）の公卿の奏議に批判（平省駁議）を加え、行政を正し、皇帝の決裁を助けることであつた。

国政を統轄する丞相府の曹掾は、曹掾自辟の旧制に従つて、丞相が郡国の曹掾より功德優れた者を選び辟署していたが、元狩六年（前一一七）、武帝は曹掾辟召の基準四項を定めさせ、これを辟召四科と称し、以後この四科に従つて任用させることにした。そして十年後、元封五年（前一〇六）になると、十三州の部刺史に州郡吏民より秀才（茂材）異等のもの各州一人を選んで丞相府に挙げさせ、丞相には、丞相府掾属より選んだ秀才一人と合わせて、これを考召し、辟召四科と共通の明經、明律令、能治劇の三科について各々一人を選び、朝廷に挙げさせ、九寺の高官や諸侯の傳・僕射、三輔の県令に任用することにした。残る秀才十一人と丞相が挙げる廉吏六人の処遇は明らかではないが、やはり御史府九寺の諸官に調遷されたと考えられる。こうして丞相府の掾属を頂点とする外朝の吏員の調遷の体系も武帝の時に整えられ、秀才（茂材）廉吏の察挙を通じて朝官へ昇遷する途が開かれた。

内朝官制の充実をめざす選挙制度の整備とともに、軍事力の改編も進められた。文帝は辺塞の守備に塞下常居の民と降胡を用いることにして遠郡戍卒の更戍を罷め、首都の警備の強化に隴西・北地・上郡の良家子を用いた。武帝は、諸郡上番の衛士を減じ、六郡良家子をもって期門・羽林等の皇帝送従の郎騎を作り、胡騎を加えて三輔の士卒を七校尉に改編し、長安城門の屯兵を率いる城門校尉をおき、これらの軍団を侍中に統率させた。

こうして形成された帝政は、三輔・都城・宮殿を鎮圧する軍事力と外朝公卿の奏事の平省駁議を支柱とする単純な構造であったが、下部の行政機構も単純な時代であったから、相対的に頭でつかちとなり、その権力が内朝重臣の手に握られて一姓擅勢を産み、帝位も危うくなって内朝外朝制の修正が進められた。

内朝外朝体制の修正は、(1) 外朝行政府の体制を強化し、下部行政機構の整備を図る。(2) 尚書の職掌を外朝の書奏の伝発にとどめず、奏事の平処駁議を尚書に委ね、尚書を通じて行政を正し、中央集権化を進める。(3) 弊害の多い内朝官の職掌を縮少する、ことで進められた。外朝行政府の体制強化は、武帝の時から進んでいた御史府の行政府への転化を推進し、これを副丞相の府となし、更に大司馬(太尉)府を加えて三公府とし、職務処理の能力を高めることで実現された。また州刺史を州牧と改め、州部において郡事を総べる試みもなされた。

尚書は、はじめ霍氏勢力の干渉の及ばぬように中書(中尚書、宦官)を置き、これが重用されたが、後に尚書に併帰され、上書者の如何に依じて四曹が設置された。中書尚書には法令故事に明るい者が選ばれていた。体制の変化が進む中で政治の方向を見失わぬ為に故事法令が抛り所とされていたからである。尚書に課せられた最初の行政職は、官吏の調遷と調遷に必要な功課選第であった。宣帝の時は、六百石以上の調遷は尚書が、四百石以下二百石のそれは丞相が、中都諸官の百石は大鴻臚が、郡国の百石は二千石守相が管掌するものとされていた。これは武帝期に整えられた内外官吏の選挙調遷の体系に対応し、若干調遷権の集中を図ったものである。

後漢になると、太尉・司徒・司空の三公府をおき、これに九寺を分属させて行政府の統合を進め、州郡の行政を督視させ、この行政の体系全体を尚書台の統轄下においた。尚書台の編成は、中央集権政治の進展を反映して、上書者の如

何に対応するものから職能別編成に変わり、吏部・左民・客曹・五兵・度支の五曹へと専門分化を遂げていった。後漢初期の官吏の調遷の体系は、賢良孝廉の科によって光祿勳の郎官より始まるものと、郡国百石より始めて遷を累ね、三公府の辟召を受けて掾属となり、公府の推挙を得て朝官に升遷するものがあり、尚書台の吏曹尚書、三公府の東西曹、郡国の功曹が選挙を掌っていたが、吏曹尚書は郎官より始まる調遷の体系の外に三公府東西曹の掾属調遷の体系も管掌下に収め、調遷の一元化を進めていった。しかし、吏曹尚書の調遷の拡がりとともに、選挙不実の弊も甚だしくなり、吏曹の調遷法に大きな課題のあることが明らかになった。帝政はこの課題を解決して確立するに至る。

## 註

- (1) 大庭脩「漢王朝の支配機構」(『岩波講座世界歴史』4、岩波書店、一九七〇年)、同氏『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年)所収を参照。
- (2) 『漢書』卷四、文帝紀、即位前の漢太尉王勃と代國中尉宋昌との問答を参照。
- (3) 永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』京都四三冊、一九七二年)を参照。
- (4) この廷臣集団、内朝に関する先人の研究は、増淵龍夫『中国古代の社會と国家』(弘文堂、一九六〇年)二五七―二六三頁、西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治的背景―」(『古代史講座』一一、学生社、一九六五年)、大庭脩「前漢の將軍」(『東洋史研究』二六―四、一九六八年)、同氏前出書所収、鎌田重雄「漢代の尚書―領尚書事と録尚書事を中心として―」(『東洋史研究』二六―四、一九六八年)、富田健之「漢時代における尚書体制の形成とその意義」(『東洋史研究』四五―二、一九八六年)、祝允斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(北京、一九九〇年)などを参照。いずれも武帝期以後に関心が集中しており、内朝の歴史的評価に偏向が生じるのではないかと案じられる。
- (5) 『漢書』卷四、文帝紀参照。筆者の漢代選挙制度に関する知識は、『福井重雅』『漢代官吏登用制度研究』(創文社、一九八八年)、

永田英正『漢代の選挙と官僚階級』（『東方学報』京都四一冊、一九七〇年）に負っている。

(6) この科名の語義は、『漢書』卷四九、鼂錯伝に見える文帝十五年の親策の詔に拠る。

(7) 『漢書』卷四、文帝紀を参照。

(8) 『漢書』卷四八、賈誼伝を参照。

(9) 『漢書』卷四、文帝紀・二年（前一七八）五月条の詔を参照。

(10) 『漢書』卷六四上、蔽助伝を参照。

(11) 同じく蔽助伝に「公孫弘」数年至丞相。開東閣。延賢人与謀議。朝覲奏事。因言国家便宜。上令助等与大臣弁論。中外相応以義理之文。大臣教誡」とある。

(12) 『漢書』卷六四上、蔽助伝、朱買臣伝、吾丘壽王伝、同書卷六四下、主父偃伝（同書卷五八、公孫弘伝併照）、終軍伝を参照。

(13) 左曹右曹の分担がどのように定められていたか、行政組織の専門分化の点で興味深いが、所伝を欠いている。丞相・御史・九寺・郡国と上書者の如何に応じて分担を定めたか、職能によったか、何れかであろう。『続資治通鑑長編』卷一一四、景祐元年（一一〇三四）六月癸丑条には、吏部戸部礼部の諸曹を左名曹・左曹、兵部刑部工部の諸曹を右名曹・右曹と呼ぶことが記されている。

(14) 『漢書』卷一九上、百官公卿表の県令長の項及び同書、卷一下、高帝紀五年（前二〇二）五月条、卷四、文帝紀元年（前一七九）三月条の「長吏」に付す師古の注、卷五、景帝紀、後元二年四月詔を参照。また『後漢書』卷一上、光武帝紀更始元年（前二三）十月条の注を参照。

(15) 丞相府諸曹の構成については、注4前出祝允斌書四二―五四頁に考説がある。議曹の解説は私見である。『漢旧儀』に初期の丞相府について、「吏員十五人。……西曹六人。其五人往来白事東廂。為侍中。一人留府。曰西曹。領百官奏事」とある。丞相府には、この奏事への対応を議す分曹があったはずである。

(16) 『漢書』卷一九上、百官公卿表、相国丞相の項を参照。司直は選挙にかかわっていた。『漢書』卷七二、鮑宣伝に「龔勝為司直。

漢代における帝政の発展と選挙制度（草野）

- 郡国皆慎選舉。三輔委輸官。不敢為姦。可大委任也」とあり、『後漢書』卷二四、馬嚴伝に「故事。州郡所举上奏。司直察能否以懲虚吏」とある。また同書、卷二七杜林伝を参照。
- (17) 『漢書』卷八、宣帝紀・地節三年（前六七）十二月条、卷一九上、百官公卿表、廷尉の項を参照。
- (18) 『続漢書』百官志・皇子封王の項を参照。
- (19) 百官公卿表、監御史の項に注記される『漢官典職儀』を参照。
- (20) 『漢書』卷一九下、百官公卿表、卷五八、公孫弘伝を参照。また注11を参照。前出福井書四〇七—四〇九頁を参照。
- (21) 大庭脩「前漢の將軍」（前出）を参照。
- (22) 『漢書』卷六八、霍光伝に「光自後元秉持万機」とある。
- (23) この時期に関する先人の研究は、富田健之「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題——中書宦官・三公制形成・王莽政権——」（『東アジア——歴史と文化』七、一九九八年）を参照した。
- (24) 『漢書』卷七四、魏相伝を参照。
- (25) 『漢書』宣帝紀・地節二年（前六八）五月条を参照。
- (26) 『漢書』卷六八、霍光伝に見える霍山の記事を参照。
- (27) 許皇后毒殺上聞の時期は、『漢書』卷六八、霍光伝及び『資治通鑑』卷二五、漢紀・地節三年（前六七）十月条を参照。『漢書』魏相伝は、これと異なる。
- (28) 『漢書』卷七四、魏相伝を参照。
- (29) 注4・鎌田重雄「漢代の尚書」（前出）を参照。
- (30) 『漢書』卷一九下、百官公卿表・元康三年（前六三）の欄を参照。潁川太守及び京兆尹の秩は同書、卷八九、黃霸伝を参照。宣帝の二千石重視は同書、卷八九、循吏伝の序を参照。
- (31) 前引の『漢旧儀』に五百石の秩が見えず、吏八百石・五百石の秩が廃止されるのが成帝陽朔二年（前二三）であることに注意

して、この旧制を前漢最末期のものとする見解があるが、秩の改制に依じて「旧制」の文を改め、その改められた一条が『漢旧儀』として収録された可能性があり、断定はできない。調遷の実状を見て判断すべきであろう。県の百石（有秩）が郡国の功曹の管掌に帰した時期は、武帝宣帝期と見てよいであろう。紙屋正和「前漢時代の郡国の守相の支配権の強化について」（『東洋史研究』四一―二、一九八二年）、「前漢時代における県の長吏の任用形態の変遷について」（『福岡大学人文論叢』一八一―、一九八六年）、「漢時代における長吏の任用形態の変遷について・再論」（『七隈史学』2、二〇〇一年）を参照。

- (32) 『漢書』卷六六、楊惲伝、卷七七、劉輔伝、卷八三、朱博伝、卷八四、翟方進伝、卷八六、王嘉伝を参照。
- (33) 『漢書』卷七八、蕭望之伝を参照。
- (34) 『漢書』卷八〇、東平思王宇伝を参照。
- (35) 『漢書』卷六七、朱雲伝を参照。
- (36) 『漢書』卷八三、薛宣伝、百官公卿表下を参照。
- (37) 『漢書』卷八四、翟方進伝に「闔府三百余人」と見える。
- (38) 『漢書』卷一〇、成帝紀、『統漢書』百官志を参照。
- (39) 『漢書』卷一〇、成帝紀、卷八三朱博伝、卷八六何武伝を参照。
- (40) 『漢書』卷八三、朱博伝を参照。
- (41) 『漢書』卷八一、孔光伝を参照。
- (42) 注4、前出祝兌斌書五五―七四頁に三公府についての解説がある。
- (43) 『後漢書』卷一上、光武帝紀及び同書、卷二二王梁伝を参照。
- (44) 『統漢書』百官志・司隸校尉の本注に「其有軍事則置兵曹從事。主兵事」とある。
- (45) 『統漢書』百官志の司空の項に引く韓詩外伝を参照。
- (46) 『後漢書』卷四六、郭躬伝末尾河南吳雄の事跡、同卷、陳寵伝、卷七六、童恢伝を参照。

漢代における帝政の発展と選挙制度（草野）

- (47) 『後漢書』卷一下、光武帝紀建武十五年(三九)三月条、同書、卷五〇陳敬王羨伝及び卷末注・東觀明紀を参照。
- (48) 『周礼正義』卷三、天官大宰「吏以治得民」の解説を参照。「吏者、凡治民官之通称。与它治事之官不同」とある。
- (49) 『後漢書』卷一七、賈復伝、卷三三、朱浮伝末尾の論を参照。
- (50) 『後漢書』卷三六、陳元伝を参照。
- (51) 『統漢書』百官志の大司農の項に注記される王隆『小学漢官篇』の胡広の注を参照。
- (52) 『中国歴史大辞典』秦漢史(上海、一九九〇)謁者の解説を参照。
- (53) 前出祝允斌書一三七頁を参照。
- (54) 『後漢書』卷一下、光武帝紀・建武十五年(三九)六月条、十六年九月条、同書、卷二二、劉隆伝を参照。
- (55) 山田勝芳「後漢の大司農と少府」(『史流』一八号、一九七七)を参照。
- (56) 『後漢書』卷四八、応劭伝を参照。
- (57) 『漢書』卷九九中、王莽伝、天鳳元年(一四)三月条に「省侍中諸曹兼官者」とある。
- (58) 『後漢書』卷一五、王常伝、卷二二、邳彤伝、卷二二、堅鐔伝を参照。『統漢書』百官志の光祿勳の項に、本注に曰くとして「旧有左右曹。秩二千石。上殿中。主受尚書奏事。平省之。世祖省」とある。
- (59) 『後漢書』卷四一、宋均伝に「(永平)七年(六四)徵拜尚書令。每有駁議。多合上旨」とあり、同書、卷二九、鄧壽伝に、大將軍竇憲の匈奴遠征を批判して罪に落された尚書僕射の壽を弁護して、侍御史何敞が「台閣平事。分争可否。雖唐虞之隆。三代之盛。猶謂諤諤以昌。不以誹謗為罪」と論じたことが記されている。尚書はまた故事旧制の明習につとめていた。台閣をどのよ  
うな組織にするか、制度作りが進行中であつたからである。『後漢書』卷二六、伏湛伝、侯霸伝、郭賀伝、卷三四、梁松伝、  
卷三五、張純伝等を参照。
- (60) 『通典』卷一四、選舉・歷代制・宋。
- (61) 『統漢書』百官志・太尉の項に引く『漢官目錄』を参照。

- (62) 『資治通鑑』卷五八、漢紀・靈帝光和四年（二八一）条を参照。
- (63) 『後漢書』卷一下、光武帝紀・建武二十年（四四）四月庚辰条、卷二三、竇融伝、卷二七、張湛伝を参照。
- (64) 『後漢書』卷三三、鄭弘伝を参照。
- (65) 『後漢書』卷二六、韋彪伝、『資治通鑑』卷四六、漢紀・元和元年（八四）六月条を参照。
- (66) 『後漢書』卷四六、陳忠伝、『資治通鑑』卷五〇、漢紀・延光元年（一二二）末尾条を参照。
- (67) 『後漢書』卷六三、李固伝を参照。
- (68) 『後漢書』卷七、桓帝紀・永興二年（一五四）末尾条、卷六二、韓韶伝を参照。
- (69) 『後漢書』卷五四、楊秉伝を参照。
- (70) 『後漢書』卷六〇下、蔡邕伝を参照。
- (71) 『後漢書』卷七八、宦者呂強伝を参照。
- (72) 本稿は「九品中正制度の歴史的地位」と題して書き始めたのであるが、見込みと違って紙数が増えてしまった。べ切りは迫っているし、やむなく中正制度の考説を除いて、表題を改めることにした。中正制度の考説は次の機会にゆずる。